

議案第 8 2 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成 3 0 年 9 月 1 8 日 提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 を

(10)及び(11) 削除	
(12) 建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円

」

「 に、

(10) 削除	
(11) 建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円
(12) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円

」

「 を

(37) 仮設建築物建築許可申請手数料	仮設期間が3箇月以内である場合	60,000円
	その他の場合	120,000円

」

「 に

(37) 仮設興行場等建	仮設期間が3月以内である場合	60,000円
--------------	----------------	---------

築許可申請手数料	仮設期間が3月を超える場合（仮設期間が1年を超える場合にあつては、次に掲げる場合を除く。）	120,000円
	仮設期間が1年を超える場合（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。）	160,000円

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。